

第1回秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会 次第

日時 令和元年7月1日（月）
10:00～12:00
場所 秋田地方総合庁舎6階
総601会議室

1 開 会

2 県教育委員会挨拶

3 教育長による諮問

4 委員紹介

5 協 議

(1) 現行の入学者選抜制度について

(2) アンケート調査結果について

(3) 質疑応答

(4) 今後の予定について

(5) その他

6 閉 会

第1回秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会 座席表

総601会議室（秋田地方総合庁舎6F）

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 秋田県立大学学長特別補佐・教授 高橋 秀晴 委員長 | 秋田大学大学院教育学研究科教授 田仲 誠祐 委員 |
| 秋田県中学校長会会长 石郷岡仁司 委員 | 秋田県中学校長会副会長 野村 重公 委員 |
| 秋田県中学校長会副会長 稻荷 一清 委員 | 秋田県中学校長会副会長 鈴木 康 委員 |
| 秋田県高等学校長協会会长 安田 浩幸 委員 | 秋田県高等学校長協会副会长 菅原 勉 委員 |
| 秋田県立本荘高等学校長 樋尾 尚樹 委員 | 秋田県立湯沢翔北高等学校長 難波 文彦 委員 |
| 秋田県P.T.A連合会副会长 古谷 昌規 委員 | 秋田県高等学校P.T.A連合会会长 石嶋勝比古 委員 |

入口

| | | | |
|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 義務教育課長 石川 政昭 | 米田 進 教育長 | 渡部 克宏 教育次長 | 高校教育課長 伊藤 雅和 |
| 保健体育課副主幹 高田屋 鑿 | 義務教育課副主幹 畠 朋幸 | 高校教育課副主幹 荒川 正明 | 高校教育課副主幹 藤澤 修 |
| 高校教育課 竹村 竜祥 | 高校教育課副主幹 下橋 実 | 高校教育課 能美 佳央 | 高校教育課 勝又 貞臣 |
| 高校教育課 根守 潤 | 高校教育課 柏谷 浩樹 | | |

報道機関

秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会設置要綱

秋田県教育委員会

(設置目的)

第1条 変化の激しい社会を生きていくために必要となる資質・能力の育成に向けて、望ましい入学者選抜制度の在り方について検討するために、秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 現行の入学者選抜制度の検証に基づき、今後の方向性について検討する。

(構成)

第3条 委員会は、12名の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、教育関係者、保護者の中から秋田県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員である学識経験者の中から教育長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。

3 委員長は、必要があるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育庁高校教育課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関する事項は秋田県教育委員会が定める。

附則 この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会

委員名簿

| 分 野 | 氏 名 | 役職等 |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 学識経験者 | 高 橋 秀 晴 | 秋田県立大学 学長特別補佐・教授 |
| | 田 仲 誠 祐 | 秋田大学大学院教育学研究科 教授 |
| 教育関係者 | 石郷岡 仁 司 | 秋田県中学校長会 会長(秋田市立秋田西中学校長) |
| | の 野 村 重 公 | 秋田県中学校長会 副会長(能代市立能代第二中学校長) |
| | 稻 荷 一 清 | 秋田県中学校長会 副会長(潟上市立天王南中学校長) |
| | 鈴 木 康 | 秋田県中学校長会 副会長(横手市立横手南中学校長) |
| | 安 田 浩 幸 | 秋田県高等學校長協会 会長(秋田県立秋田高等學校長) |
| | 菅 原 効 | 秋田県高等學校長協会 副会長(秋田県立大館鳳鳴高等學校長) |
| | 櫻 尾 尚 樹 | 秋田県立本荘高等学校 校長 |
| | 難 波 文 彦 | 秋田県立湯沢翔北高等学校 校長 |
| 保護者 | 古 谷 昌 規 | 秋田県P T A連合会 副会長 |
| | 石 嶋 勝比古 | 秋田県高等學校P T A連合会 会長 |

以上 12名

望ましい高等学校入学者選抜制度の在り方について

秋田県教育委員会では、高等学校入学者選抜において、多様な観点から受検する生徒の学力等を適切に評価するために、時代の変化に応じた改善を図ってまいりました。

現行の高等学校入学者選抜制度については、平成17年度入学者選抜から、通学区制を廃止し、全県一区にすることにより、受検する生徒の進路選択の拡大を図るとともに、前期選抜と一般選抜を行うなど、複数の受検機会を設けることで、様々な観点や規準により生徒の資質・能力を評価してまいりました。加えて平成25年度入学者選抜からは、後期選抜を廃止して2次募集を実施するとともに、前期選抜に学力検査を導入するなどの見直しを図っております。

このような状況の中、学習指導要領が改訂され、情報化やグローバル化が進展し、将来の予測が困難な変化の激しい社会をたくましく生きていくために必要となる資質・能力として、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つが示されました。

今回の改訂は、キャリア教育の視点で学校と社会との円滑な接続を目指す中で行われたものであり、中学校・高等学校段階において、生徒一人一人に、社会で求められる資質・能力を育むことが、これまで以上に求められております。

高等学校入学者選抜は、中学校の学びを総括し、高等学校の学びへつなぐ重要な役割を担っておりますが、現行の制度においては、学力の保障の観点からの課題などが指摘されております。

このような状況を踏まえ、現行の制度を様々な観点から総合的に検討していただき、これから時代にふさわしい高等学校入学者選抜制度の在り方を答申していただきますよう、諮問いたします。

資料 6

秋田県公立高等学校入学者選抜制度改善の主な経緯

| | |
|-----------|---|
| 平成14～15年度 | 「秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会」設置 |
| 平成17年度～ | <ul style="list-style-type: none">・通学区制の廃止・前期選抜、一般選抜、後期選抜の実施 |
| (平成20年3月) | 小学校・中学校学習指導要領改訂 |
| (平成21年3月) | 高等学校学習指導要領改訂 |
| 平成22年度～ | 国語における「聞くこと」に関する検査の実施 |
| 平成23年度 | 「秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会」設置 |
| 平成25年度～ | <ul style="list-style-type: none">・後期選抜の廃止及び2次募集の実施・前期選抜における学力検査又は口頭試問（3教科）の実施 |
| (平成29年3月) | 小学校・中学校学習指導要領改訂 |
| (平成30年3月) | 高等学校学習指導要領改訂 |
| 令和元年7月 | 「秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会」設置 |

秋田県公立高等学校入学者選抜制度に係るアンケート（概要）【中学校】

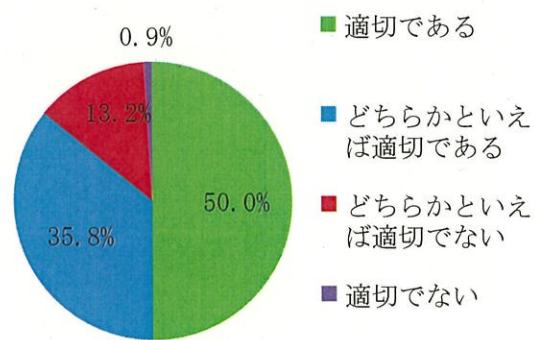
アンケート対象：国立大学附属中学校1校、市町村立中学校109校、
市町村立義務教育学校1校

回収率：96.4%（107校）

回答者：校長

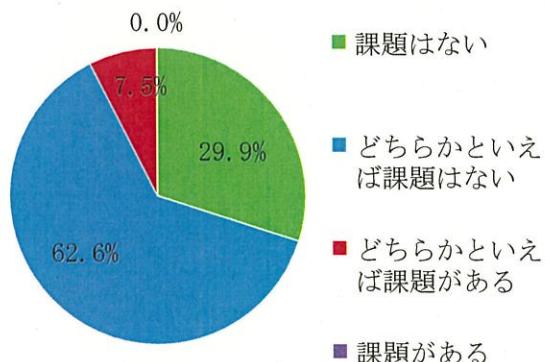
- 現行の高等学校入学者選抜制度（前期選抜・一般選抜・2次募集）の検査実施日の設定は、適切であるか。

| | | |
|---|---------------|-----|
| ア | 適切である | 53校 |
| イ | どちらかといえど適切である | 38校 |
| ウ | どちらかといえど適切でない | 14校 |
| エ | 適切でない | 1校 |



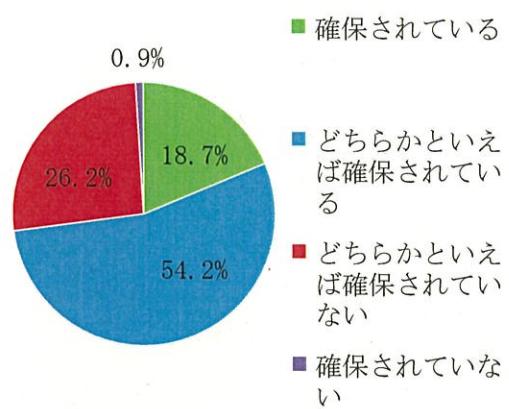
- 現行の高等学校入学者選抜制度（前期選抜・一般選抜・2次募集）は、生徒の主体的な進路選択に役立っているか。

| | | |
|---|---------------|-----|
| ア | 課題はない | 32校 |
| イ | どちらかといえど課題はない | 67校 |
| ウ | どちらかといえど課題がある | 8校 |
| エ | 課題がある | 0校 |



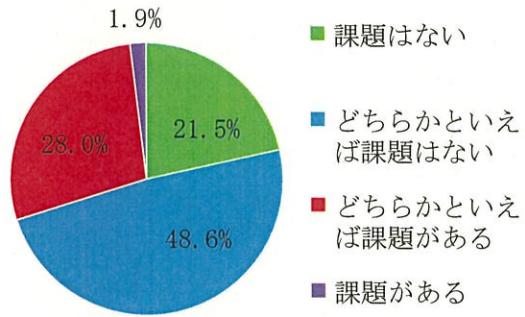
○ 現行の前期選抜は、透明性・客観性が確保されているか。

| | | |
|---|------------------|------|
| ア | 確保されている | 20 校 |
| イ | どちらかといえば確保されている | 58 校 |
| ウ | どちらかといえば確保されていない | 28 校 |
| エ | 確保されていない | 1 校 |



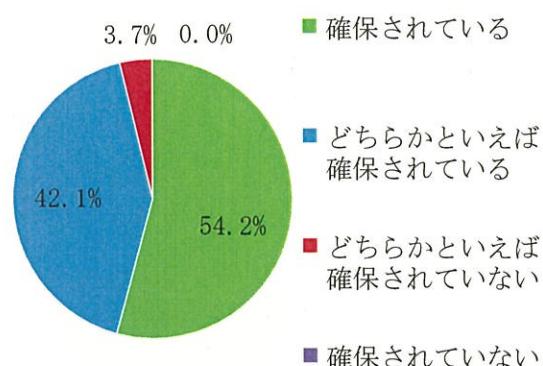
○ 前期選抜を志願する生徒の指導について

| | | |
|---|---------------|------|
| ア | 課題はない | 23 校 |
| イ | どちらかといえば課題はない | 52 校 |
| ウ | どちらかといえば課題がある | 30 校 |
| エ | 課題がある | 2 校 |



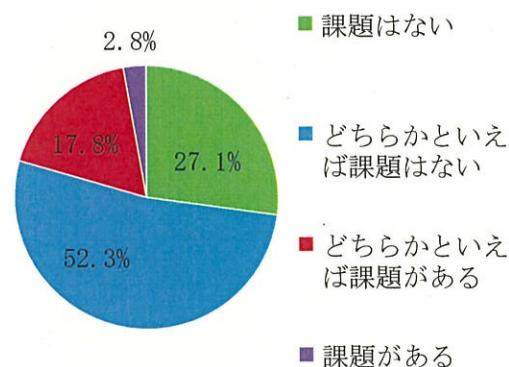
- 現行の一般選抜は、透明性・客観性が確保されているか。

| | | |
|---|------------------|------|
| ア | 確保されている | 58 校 |
| イ | どちらかといえば確保されている | 45 校 |
| ウ | どちらかといえば確保されていない | 4 校 |
| エ | 確保されていない | 0 校 |



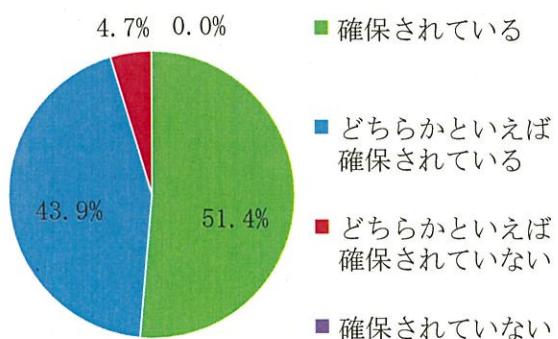
- 現行の一般選抜における学力検査について。

| | | |
|---|---------------|------|
| ア | 課題はない | 29 校 |
| イ | どちらかといえば課題はない | 56 校 |
| ウ | どちらかといえば課題がある | 19 校 |
| エ | 課題がある | 3 校 |



- 現行の2次募集は、透明性・客観性が確保されているか。

| | | |
|---|------------------|------|
| ア | 確保されている | 55 校 |
| イ | どちらかといえば確保されている | 47 校 |
| ウ | どちらかといえば確保されていない | 5 校 |
| エ | 確保されていない | 0 校 |



秋田県公立高等学校入学者選抜制度に係るアンケート（概要）【高校】

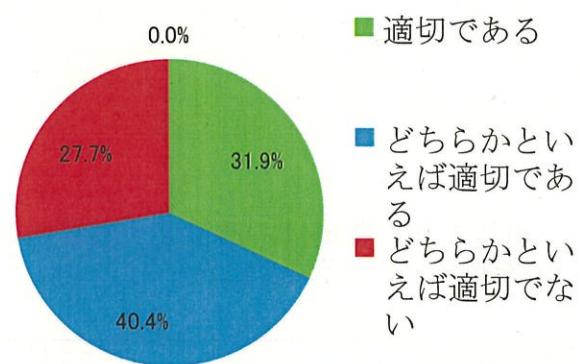
アンケート対象：県立高等学校 46 校、公立高等学校 1 校（全日制・定時制）

回収率：100%（47校）

回答者：校長

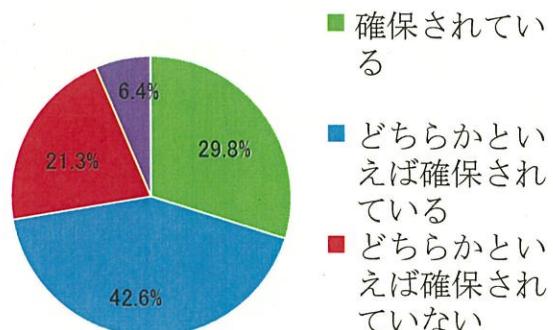
- 現行の高等学校入学者選抜制度（前期選抜・一般選抜・2次募集）の検査実施日の設定は、適切であるか。

| | | |
|---|---------------|------|
| ア | 適切である | 15 校 |
| イ | どちらかといえば適切である | 19 校 |
| ウ | どちらかといえば適切でない | 13 校 |
| エ | 適切でない | 0 校 |



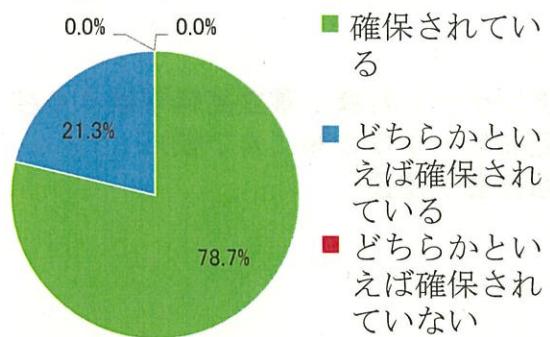
- 現行の前期選抜は、透明性・客観性が確保されているか。

| | | |
|---|------------------|------|
| ア | 確保されている | 14 校 |
| イ | どちらかといえば確保されている | 20 校 |
| ウ | どちらかといえば確保されていない | 10 校 |
| エ | 確保されていない | 3 校 |



- 現行の一般選抜は、透明性・客観性が確保されているか。

| | | |
|---|------------------|------|
| ア | 確保されている | 37 校 |
| イ | どちらかといえば確保されている | 10 校 |
| ウ | どちらかといえば確保されていない | 0 校 |
| エ | 確保されていない | 0 校 |



- 現行の2次募集は、透明性・客観性が確保されているか。

| | | |
|---|------------------|------|
| ア | 確保されている | 25 校 |
| イ | どちらかといえば確保されている | 19 校 |
| ウ | どちらかといえば確保されていない | 3 校 |
| エ | 確保されていない | 0 校 |

